



「第2期男女共同参画基本計画」を策定しました

令和3年度から令和12年度までの10ヶ年計画で、令和3年3月に「第2期男女共同参画基本計画」を策定しました。内容は、男女共同参画社会基本法をはじめ、DV防止法、女性活躍推進法の3法をふまえたものとなっています。

また、この計画では「性別ではなく、その人らしい生き方ができるまちづくり」を基本理念に、すべての人が生き生きと暮らすことのできる潮来市を目指しています。

男女共同参画社会の実現に向けて、取組みが推進されるようご理解とご協力をお願いします。

基本目標

男女ともに支え合い みんなが活躍できるまち いたこ

男だから、女だからという性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、みんなが生き生きと活躍できるまちを目指します。

基本目標1 男女平等の意識を育む社会づくり

- 1 男女共同参画の普及啓発と学習の推進
- 2 子どもの頃からの平等意識の醸成

男女共同参画社会の実現を目指し、性別により差別されることなく、個人としての尊厳が重んじられ、誰もが個性及び能力を発揮する機会が確保されるよう、男女共同参画について理解を深める教育や意識啓発を推進します。

また、男女ともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことができるよう、幼少期から人権尊重を基盤に男女平等を推進するとともに、家庭や地域、職場において、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画に対する正しい理解に向けた普及啓発を図り、国際社会と協調した男女共同参画を推進します。

基本目標2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

- 1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり
- 2 働きやすい職場環境の整備促進
- 3 政策・方針決定への女性参画
- 4 誰もが参画し活躍できる地域づくり

「女性活躍推進法」第六条第二項に基づく「潮来市女性活躍推進計画」と位置付け、男女がともに、あらゆる分野において活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。仕事だけではなく、家庭や地域活動へ参画する時間を確保するなど、充実した豊かな生活を過ごすことができる環境を整備します。職場においては、男女間格差の解消や労働条件の改善など、企業に対する男女共同参画への取組みを促進します。また、働く場における女性活躍とともに、政策・方針決定の場、地域活動等への女性参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

- 1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり
- 2 健康で安心して暮らせる社会づくり
- 3 防災分野における男女共同参画

「配偶者暴力防止法」第二条の三第三項に基づく「潮来市DV防止計画」と位置付け、DVをはじめとする重大な人権侵害である暴力の根絶に向けた啓発活動を様々な機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し、DV被害者の支援と相談体制の充実に取組みます。また、健康づくりや防災など安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【お問合せ】企画調整課 企画調整グループ ☎63-1111 内線211